

第 117 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 34 回 一般原則部会（CCGP）仮議題
4-(2)	第 34 回 一般原則部会（CCGP）主な検討議題
5-(1)	第 18 回 食品汚染物質部会（CCCF）仮議題
5-(2)	第 18 回 食品汚染物質部会（CCCF）主な検討議題

第 117 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 7 年 5 月 15 日（木）

10:00～11:30

場所：農林水産省共用第 2 会議室
(web 併催)

議 事 次 第

1. 議題

今後の活動について

- ・ 第 34 回 一般原則部会 (CCGP)
- ・ 第 18 回 食品汚染物質部会 (CCCF)

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

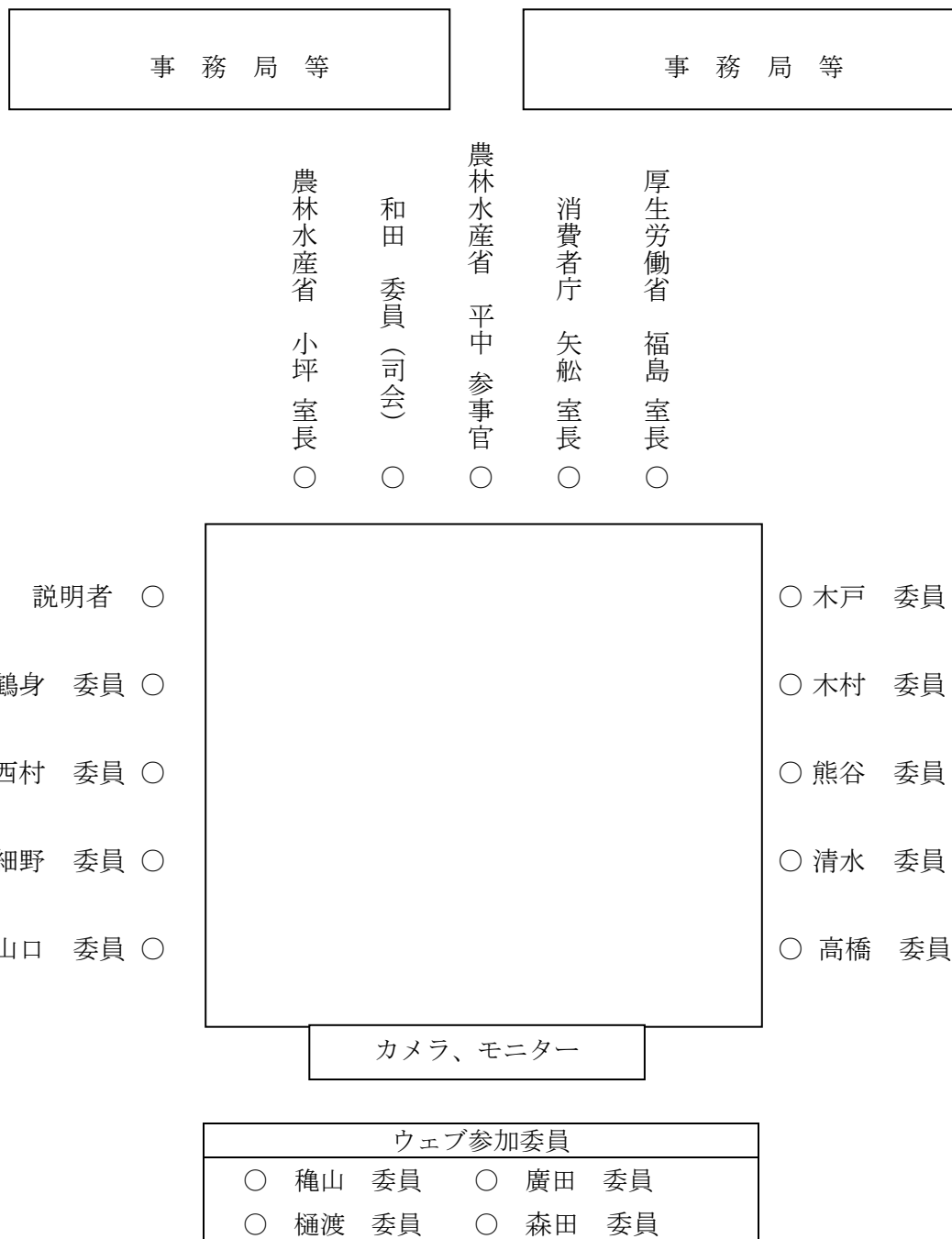
令和7年4月1日現在
(敬称略 50音順)

あきやま 磯山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
きど 木戸	けいし 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら 木村	たまよ 代	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 特任教授
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 Jミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら 西村	りょう 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひわたし 樋渡	ゆき 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその 細野	ひでかず 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 参与
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 117 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 7 年 5 月 15 日（木）10:00～11:30

農林水産省共用第 2 会議室（web 併催）



FAO/WHO 合同食品規格計画

第 34 回一般原則部会

日時：2025 年 6 月 2 日（月）～6 日（金）

開催地：リール（フランス）

仮議題

1	議題の採択
2	総会及び部会からの付託事項
3	一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報
4	コーデックス手続きマニュアル：文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー
4.1	3 章「部会のガイドライン」の手順のレビュー
4.2	3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー
5	コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正（amendment）及び改定（revision）指針の更新
6	コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加原則の修正案
7	コーデックス手続きマニュアル：活動中の部会の担当範囲に該当しない新規作業提案の審査において、よりリソース効率的な慣行を図るための手続きマニュアルにおける既存規定の活用可能性のレビュー
8	電子的なコミュニケーションのみによる部会（committee working by correspondence）の規準及び手続きガイドラインの適用のレビュー
9	その他の事項
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

第 34 回一般原則部会（CCGP）の主な検討議題

日時：2025 年 6 月 2 日（月）～6 日（金）

開催地：リール（フランス）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、対処したい。

仮議題 2. 総会及び部会からの付託事項

（対処方針）

コーデックス総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より情報提供される。第 46 回総会（2023 年）¹及び第 47 回総会（2024 年）²から CCGP に検討が求められている以下の事項について、関連の仮議題 4.1、4.2、6、7 及び 8 において議論される。情報収集に努め、適宜対処したい。

- i 手続きマニュアル 3 章「部会のガイドライン」の手順のレビュー
- ii 3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容に関する回付文書（CL 2024/27-GP）へのコメントに基づく検討
- iii 手続きマニュアル中の「コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加原則（以下、NGO の参加原則）」の一部修正
- iv 電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committees working by correspondence; CWBC）に関する手続きマニュアルの既存規定の活用方法の検討
- v 新規作業提案の技術的な審査を担当する既存の部会が存在しない場合や、部会が休会中の場合に、新規作業提案をより効率的に審査するための、手続きマニュアルの既存規定の活用方法の検討

仮議題 3. 一般原則部会（CCGP）の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報

（対処方針）

FAO と WHO が最近行った CCGP に関連する活動について情報提供される。作業文書には以下の情報が示されている。聴取の上、適宜対処したい。

（FAO 及び WHO）

- ・コーデックス信託基金（CTF）の成果物データベースの開発

¹ [第 109 回コーデックス連絡協議会資料](#)

² [第 115 回コーデックス連絡協議会資料](#)

- ・コーデックス e ラーニングコースの登録状況及び新コースの開発
- ・アドボカシーと資金のニーズ

(FAO)

- ・FAO 運営組織：第 177 回 FAO 理事会（2025 年 4 月開催）、第 44 回 FAO 総会（2025 年 6 月 28 日～7 月 4 日開催）
- ・農業システムの変革に関する議題

(WHO)

- ・WHO 運営組織：第 77 回 WHO 総会（2024 年 5 月）で承認された第 14 次総合事業計画
- ・食品安全のための WHO グローバル戦略 2022-2030 に関する最新情報

仮議題 4. コーデックス手続きマニュアル：文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー

（経緯）

第 33 回 CCGP（2023 年）³において、手続きマニュアル中の現代の科学技術及び現在の慣行と一致しない箇所について変更作業が行われた。その際、手続きマニュアルの 3 章（部会のガイドライン）及び 3 章以外の箇所の更なるレビューの必要性について議論になった。この結果、3 章に関しては、部会のホスト国に対し、現在の実務の慣行を踏まえて更新が必要な箇所を特定するよう依頼することになった。また、コーデックス事務局に対し、更新案に関する加盟国への意見照会のため、回付文書を発行するよう要請することになった（現在回付中）。なお、この検討作業は、第 46 回総会から CCGP に付託された。（→仮議題 4.1）

さらに、3 章以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容に関しては、将来の総会で CCGP への付託の可能性を検討するため、第 46 回総会からコーデックス事務局に対し、加盟国への意見照会の回付文書の発行が要請された。続く第 47 回総会は、コーデックス事務局に対し、回付文書（CL 2024/27-GP）へのコメントを踏まえて、第 34 回 CCGP での検討と総会への勧告のための作業文書を作成するよう要請した。（→仮議題 4.2）

仮議題 4.1. 3 章「部会のガイドライン」の手順のレビュー

（概要）

米国（食品衛生部会、穀物・豆類部会及び食品残留動物用医薬品部会ホスト国）が議長、フランス（CCGP ホスト国）が共同議長として、部会ホスト国による作業部会を主導し、3 章で使用されている用語の統一（例：「コーデックス事務局」に関する表記）、ペーパーベースで行われていた作業手順の現在の慣行にあわせた修正、手続きマニュアル第 28 版の発行の際に誤って削除されていた「調整部会」の再掲、語句の明確化・補足等を行った更新案がまとめられた。今次会合では、これらの更新内容に加え、更新作業において提起された以下の論点について検討される。

³ [第 108 回コーデックス連絡協議会資料](#)

- ・ 3.2 章（部会の運営に関するガイドライン）では、投票権を持たないオブザーバー国が部会の決定事項への異議について報告書への記録を求める権利が与えられている。作業部会議長はこの規定が法的にどのような効力を持つのか明らかにすべきとの見解を示している。
- ・ 同じく 3.2 章では、部会において総会に予備採択（ステップ 5）・最終採択（ステップ 8、ステップ 5（短縮手続き））を諮ることに合意した文書案に関し、意見照会の回付文書を発行することとされている。作業部会ではこれに「ステップ 5/8」も追記することに合意したが、手続きマニュアルの 2 章（コーデックス規格の策定）において「ステップ 5/8」と明示的に言及されていないため、仮議題 4.2 ともあわせて議論が必要とされている。（仮議題 4.2 では、2 章に「ステップ 5/8」の用語について脚注により補足説明を追加することが提案されている。）
- ・ 同じく 3.2 章では、全てのコーデックス文書に前文（preface）を含めるべき旨と含めるべき情報が記載されている。これについて、仮議題 5 における FAO の出版ルールとの整合の観点から踏まえて精査が必要とされている。
- ・ 3.5 章（物理的作業部会（PWG））と 3.6 章（電子的作業部会（EWG））における「メンバー構成と部会議長への通知方法」の規定に関し、どちらの規定も現在の実務の慣行と合致しておらず、本規定の趣旨の明確化や必要性を検討する必要がある。また、近年の作業部会では、PWG や EWG に加えて、バーチャル作業部会（VWG）も実施されていることを踏まえ、①PWG と EWG のガイドラインを一つに統合し、全ての作業形式を包括した「コーデックス作業部会」のガイドラインを作成すること、②PWG と EWG のガイドラインは別文書として維持しつつ、VWG の要素を取り入れた内容に更新する、③現時点では大幅な見直しは不要（現在提案されている更新案に留める）、の 3 つのオプションが示されている。

（対処方針）

手続きマニュアルを実効性のあるものとするためには、更新作業が重要であり、編集的な性質の更新案（用語の統一や実務において定着している慣行の明文化や補足等）については、基本的には支持する立場で、明確かつ適切な更新内容となるよう対処したい。一方、法的な効力についての確認や他の章との整合が必要な更新案及び規定の本来の趣旨が不明確な箇所の更新の場合は、コーデックス事務局や FAO/WHO の意見も踏まえ、慎重な検討が行われるよう、適宜対処したい。

PWG と EWG のガイドラインの更新に関し、PWG と EWG は運営方法や作業手順において本質的な違いがあることから、統合するのではなく、引き続き別々に維持されるのがのぞましく、その上で、近年の VWG や会期中作業部会（IWG）の活用も踏まえ、それぞれのガイドラインについて現在の実務の慣行を反映する形で見直しを行うことがのぞましい（オプション②を支持する）との立場で、適宜対処したい。

仮議題 4.2. 3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー

(概要)

今次会合にコーデックス事務局から示された作業文書では、以下の 2 点が示されている。

- ① 加盟国からコメントが提出された、3 章以外の章における現在の慣行に整合しない内容に関するコーデックス事務局の分析と対応案：

見直しが不要と判断された場合、現在の記述でも実質的な問題がないと判断された場合、他部会で取り扱うことが適切とされた場合には、現状維持が提案されているが、一部、現在の実務の慣行にあわせた編集上の修正（用語の統一や明確化、重複表現の削除等）の他、2.1 章（コーデックス規格の策定の手順）において、「ステップ 5/8」の用語について脚注により補足説明を追加することや、新規作業提案のプロジェクトドキュメントに記載される作業予定期間（通常 5 年以内）について、予備採択・最終採択の目標年ではなく、規格策定作業に要することが見込まれる会合の回数を示すこと等が提案されている。

- ② 本年 3 月に公表された手続きマニュアルの第 30 版において既に反映済みの修正内容と、第 31 版において反映予定の修正内容

(対処方針)

コーデックス事務局から示された提案は基本的には支持できる内容であり、手続きマニュアル全体を通して整合性が確保され、明確かつ適切な更新内容となるよう対処したい。

仮議題 5. コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正 (amendment) 及び改定 (revision) 指針の更新 (文書未達)

(経緯)

コーデックス規格及び関連文書（以下、コーデックス文書）の変更・更新の種類に関し、手続きマニュアルの 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）中の Part7（コーデックス規格及び関連文書の修正及び改定のための手続き指針（以下、ガイド））において、改定 (revision)、修辭上あるいは実質的な修正 (editorial and substantive amendment)、及び訂正 (correction) が設定されているが、これらの手続きの明確化と FAO の出版物や他の国際基準設定機関（国際標準化機構 (ISO)）の慣行との整合を図るため、第 45 回総会（2022 年）から CCGP に検討が付託された。

第 33 回 CCGP では、コーデックス事務局が FAO の出版部門と調査した結果として、改定と修正の取り扱いについてのコーデックス文書間の一貫性、重要性の階層のわかりやすさ、FAO 及び ISO の慣行との整合の観点から、以下が提案された。

- ① 3 つの分類の設定：correction（訂正）、amendment（修正；従来の軽微な修正が該当）及び新版 (new edition；従来の revision が概ね該当)
- ② 業界標準を採用しながら過去の更新を保持：著作権に関する声明の記載、2022 年以降の新しいデザインでの再発行版を「初版」とする等
- ③ 手続きマニュアルの関連規定の修正：2 章の Introduction（2 章パラグラフ 8）、Part2（クリティカルレビュー、同パラグラフ 12）、Part7（ガイド、同パラグラフ 24～32）

の修正案

議論では、加盟国から、用語変更に伴う懸念や不明確な点に関する質問も出されたが、全体としては、コーデックス文書の変更作業における手続きの一貫性や変更規準の明確化の重要性等の観点から提案を支持する意見が出されたことから、コーデックス事務局が提示した③の修正案について、レビューを進めることになった。

修正案には、それぞれの分類の定義や適用範囲、手続きの内容等について、さまざまな意見が出され、実質的な進展はみられたが、手続きマニュアルの他の箇所との整合性の確認や、会合期間中に提案・検討された改訂内容の精査等の必要があることから、コーデックス事務局が、改訂案（第 33 回 CCGP 報告書付録書 III）に対する意見照会の回付文書を発行することになった（CL 2024/25-GP）。

今回の会合では、提出された意見を踏まえ、改訂案のさらなる修正が行われる予定。

（対処方針）

作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、コーデックス文書の変更手続きが明確かつ適切な内容となるよう、適宜対処したい。

仮議題 6. コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加原則の修正案

（経緯）

NGO の二重参加条項⁴がコーデックスのオブザーバー資格を有するすべての NGO に適用されることを明確にするため、手続きマニュアルの 7 章（他機関との関係）中の「NGO の参加原則」に「コーデックスのオブザーバー資格を有する NGO 間の関係」と題する見出しを挿入する修正案について議論される。

この修正案は、執行委員会において NGO の二重参加に関する問題を議論する中で、「NGO の参加原則」の現在の構成では、二重参加条項が一部の NGO に適用されないとの誤解を与える可能性があるとして、コーデックス事務局が FAO 及び WHO と協力し、提案しているもの。第 47 回総会から CCGP に検討が付託された。

（対処方針）

NGO の二重参加条項の適用の明確化を図る提案であり、支持して差し支えない。

なお、二重参加条項の適用にあたっては、第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）で議論されたように、部会及び作業部会の議長に当該条項に関する周知を図る必要があること、また、第 46 回総会でも合意されたように、オブザーバー資格を持つ NGO に、手続きマニュアルに従って、他の組織におけるメンバーシップに関する情報を積極的に提供するよう奨

⁴ オブザーバー資格を有する NGO が別の大きな NGO に属しており、当該 NGO と大きな NGO 双方がコーデックス総会や部会に参加する場合、通常当該 NGO にオブザーバー資格は付与されないことを定めたもの。

励することが重要であるとの立場で、対応したい。

仮議題 7. コーデックス手続きマニュアル：活動中の部会の担当範囲に該当しない新規作業提案の審査において、よりリソース効率的な慣行を図るための手続きマニュアルにおける既存規定の活用可能性のレビュー（文書未達）

（経緯）

新規作業提案は、それに関する技術的な審査を担当する既存の部会が存在しない場合や、部会が休会中の場合には、直接執行委員会に提出され、執行委員会では提案内容のクリティカルレビューや、どの部会で作業を行うのが適切か、または休会中の部会を再開すべきか等について検討が行われる。第 87 回執行委員会（2024 年 11 月）において、コーデックス事務局から、複数の加盟国から執行委員会への新規作業提案の提出の意向が示されていることが情報共有されるとともに、執行委員会に直接提出される場合の課題についても示され、このような課題を踏まえて、よりリソースの効率性を確保しつつ、新規作業提案の審査・実施を行うためのオプションについて、CCGP で議論したいとの要請があった。なお、この段階で CCGP に行われる要請は、手続きの改訂ではなく、既存の手続きをどのように有効活用できるかという点の検討であるとの説明があった。

第 87 回執行委員会の議論の結果を受けて、こうした新規作業提案をより効率的に審査するために手続きマニュアルの既存規定をどのように活用することが可能かという点について、第 47 回総会から CCGP に検討が付託された。今次会合では、コーデックス事務局が用意した作業文書に基づき議論される予定。

（対処方針）

作業文書未達のため、さらなる情報が得られた時点で対処方針を検討するが、近年提案されている新規作業提案の中には、技術的な審査を行う部会の存在の有無に関わらず、規格策定の必要性や裏付けとなるデータが十分に示されていないものも見受けられることから、いかなる新規作業提案も、手続きマニュアル中の既存規定（第 2 章「コーデックス規格及び関連文書の策定」中の「クリティカルレビュー」、「作業の優先順位付けのための規準」等）を十分に踏まえて作成・提出されるべきとの立場で、また、執行委員会に直接提出される新規作業提案については、コーデックスのマネジメント機関である執行委員会が、既存規定の運用の徹底を図りつつ、リソースの観点等も十分に考慮した進め方を勧告すべきとの立場で、他国の意見も聴取しつつ、適宜対処したい。

仮議題 8. 電子的なコミュニケーションのみによる部会（committees working by correspondence）の規準及び手続きガイドラインの適用のレビュー

（経緯）

第 87 回執行委員会において、穀物・豆類部会（CCCPL）の電子的なコミュニケーションのみによる部会（committees working by correspondence：CWBC）としての再開が検討された際、CWBC の作業を効果的に行うためにバーチャルツールの活用を考慮すべきで

はないかとの意見が出された。この議論の結果を受けて、第 47 回総会から CCGP に対し、最近の CWBC の経験を踏まえて、手続きマニュアル中の CWBC に関連する規定の適用状況について、レビューを行うことが付託された。

今次会合では、コーデックス事務局から、CWBC として開催された第 35 回及び第 36 回 魚類・水産製品部会（CCFFP）の参加者からのフィードバックや当該部会のホスト国であるノルウェー及び CCCPL のホスト国である米国への聴き取り結果を踏まえた作業文書が示されている。主に以下の論点について、検討される。

① バーチャル会合の一部導入の柔軟性

第 44 回総会（2021 年）において採択された、手続きマニュアル中の CWBC の主要な関連規定である「CWBC の規準及び手続きガイドライン」では、CWBC について「通常、同時参加を伴う会合は行わない」とされており、バーチャル会合の活用は、「CWBC が作業を進めることができない場合に議長が提案できる選択肢」の一つに留められている。一方、第 36 回 CCFFP（2024 年）では、報告書の採択にあたり、バーチャル会合が活用され、参加者から好意的な評価が寄せられた。これを踏まえ、「但し、議長が、コーデックス事務局と協議の上、当該事項の効率的な結論に必要であると判断する場合には、例外的に、参加者が同時にバーチャルで出席して特定の議題を議論することを提案できる」旨をガイドラインに追記することが提案されている。

② CWBC の作業範囲の明確化

CWBC は、通常、休会中の部会の再開において、CWBC の手続きガイドライン中の「WBC で行う作業に関する決定」において示されている具体的な規準に基づき、総会から付託された、あまり複雑ではない特定の課題を議論するための会合形式とされているが、近年の CCFFP や CCCPL では、通常の部会と同様、議題に「他部会からの付託（報告・検討）事項」や「当該部会の作業に関連する FAO/WHO の活動に関する情報」、「その他の事項」が含まれ、総会から付託されていない事項が扱われたり、参加国が自由に追加の議題を提案できる状況が生じた。このような議題の拡大により、CWBC における議論の管理が困難になる可能性がある。また、既存文書の改訂を含む新規作業提案について、総会に承認を諮る前に、CWBC で技術的な議論を行うことは有益だが、新規作業に関する全ての決定は総会によって行われるため、それらの提案が自動的に CWBC の正式議題に追加されるわけではない点にも留意が必要である。コーデックスにおいて CWBC で取り扱う作業に関する共通理解を確保するため、ガイドラインに「CWBC は総会から付託された事項のみに対応する」旨を追記することが提案されている。

（対処方針）

CWBC における限定的な目的でのバーチャル会合の活用は効率的な会議運営に資するものであり、現在の技術の活用や CCFFP での成功事例を踏まえた現実的な対応であると評価できる。また、CWBC は運営方法や作業手順において他の会合形式とは本質的に異なることを踏まえると、CWBC の効率的な会議運営のために作業範囲についての共通理解を

図ることは重要である。これらの観点から、コーデックス事務局の提案の趣旨については基本的には支持する立場で、ガイドラインへの追記案については、他国の意見も聴取しつつ、適宜対処したい。

仮議題 9. その他の事項

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 10. 次回会合の日程及び開催地

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 11. 報告書の採択

(対処方針)

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう対処したい。

第34回コーデックス一般原則部会について

- ・ 日程：2025年6月2日(月)～6日(金)
- ・ 場所：リール（フランス）
- ・ 主な仮議題：総会から付託された「コーデックス手続きマニュアル」に関する以下の検討

4	コーデックス手続きマニュアル：文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー
4.1	3章「部会のガイドライン」の手順のレビュー
4.2	3章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容のレビュー
5	コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正（amendment）及び改定（revision）指針の更新
6	コーデックス委員会の作業における国際非政府組織（NGO）の参加原則の修正案
7	コーデックス手続きマニュアル：活動中の部会の担当範囲に該当しない新規作業提案の審査において、よりリソース効率的な慣行を図るための手続きマニュアルにおける既存規定の活用可能性のレビュー
8	電子的なコミュニケーションのみによる部会（committee working by correspondence）の規準及び手続きガイドラインの適用のレビュー

（参考）CCGPのTOR(職務権限)

- コーデックス委員会から付託された手続き上の一般的な事項を取り扱う。これには以下を含む：
- コーデックス手続きマニュアルへの掲載のために他部会から提出された手続き上の規定や文書の審査や承認
 - コーデックス手続きマニュアルのその他の修正の検討及び勧告

0

コーデックス手続きマニュアル第30版の構成

目次

- 序文
- 略語一覧
- はじめに
- 第1章：基本文書及び定義
 - 1.1 コーデックス委員会憲章
 - 1.2 コーデックス委員会手続規則
 - 1.3 コーデックスの一般原則
 - 1.4 コーデックスの目的のための定義
- 第2章：コーデックス規格及び関連文書の策定
 - 2.1 コーデックス規格及び関連文書の策定手続き ……仮議題5
 - 2.2 コーデックスの補助機関設置のための規準
 - 2.3 作業優先順位設定のための規準
 - 2.4 作業優先順位設定のための規準の適用に関するガイドライン（個別食品に適用）
 - 2.5 個別食品部会と一般問題部会の関係
 - 2.6 コーデックス個別食品規格の様式
 - 2.7 コーデックス規格及び関連文書への特定条項の収載に関するガイドライン
 - 2.8 特定品目の衛生実施規範の策定・改訂に関するガイドライン
 - 2.9 魚類・水産製品規格への種の追加に関する手続き
 - 2.10 コーデックス分析法の設定原則
 - 2.11 コーデックスサンプリング手順の設定または選定原則
 - 2.12 分析結果の利用：サンプリング計画、測定の不確かさ、回収率との関係等
 - 2.13 コーデックス規格における専用手法の使用に関する規定
- 第3章：補助機関（部会）のガイドライン ……仮議題4.1
 - 3.1 部会のホスト国政府のためのガイドライン
 - 3.2 部会の会議運営に関するガイドライン
 - 3.3 部会議長のためのガイドライン
 - 3.4 電子的なコミュニケーションのみによる部会 (committee working by correspondence) ……仮議題8
 - 3.5 物理的作業部会（PWG）のためのガイドライン
 - 3.6 電子的作業部会（EWG）のためのガイドライン

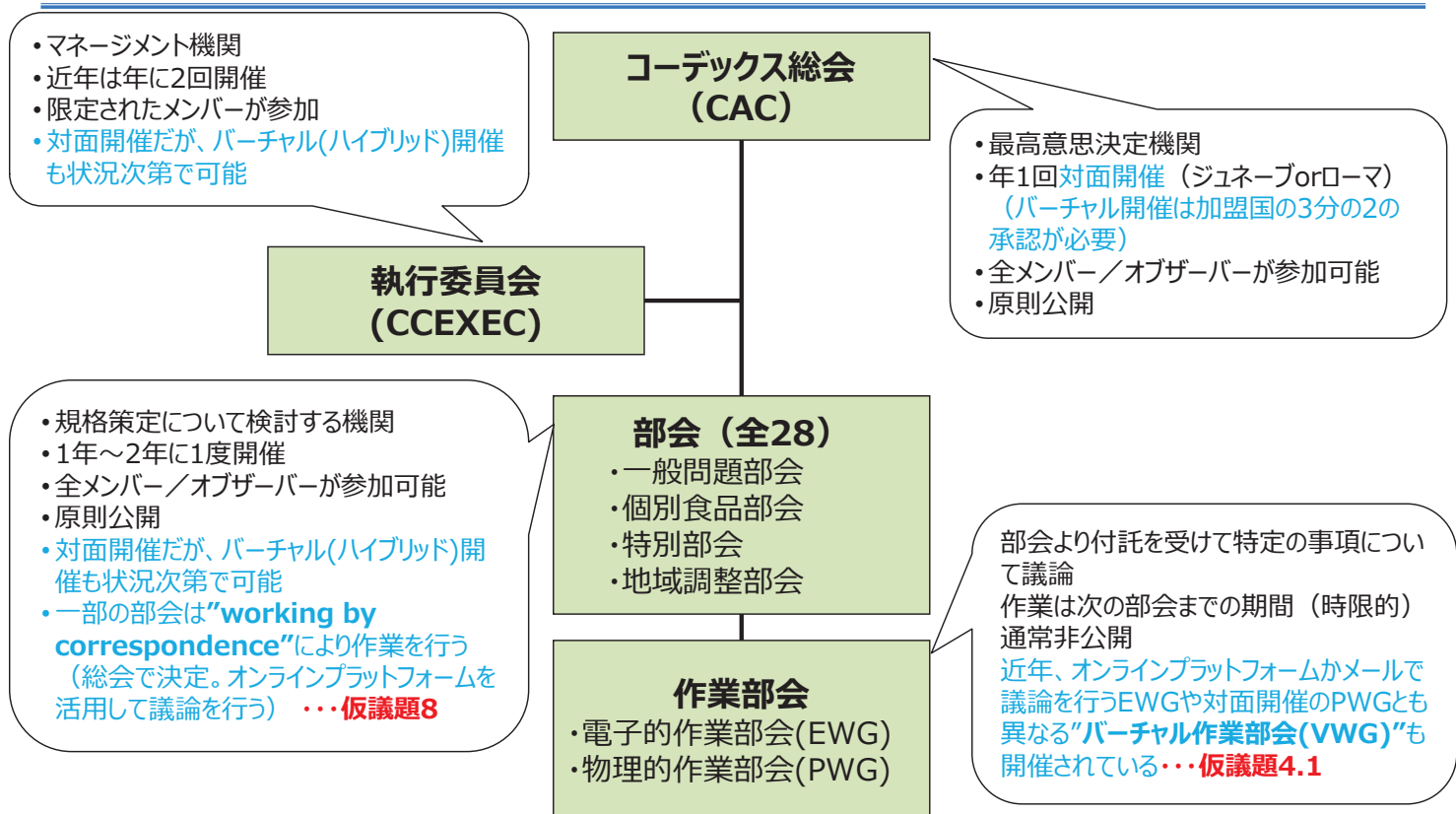
（注）仮訳です

- 第4章：リスク分析
 - 4.1 コーデックスにおけるリスク分析の作業原則
 - 4.2 食品安全に関するリスク分析用語の定義
 - 4.3 食品添加物部会に適用されるリスク分析原則
 - 4.4 食品汚染物質部会に適用されるリスク分析原則
 - 4.5 食品及び食品群中の汚染物質及び毒素の暴露評価に関する食品汚染物質部会の方針
 - 4.6 食品残留動物用医薬品部会に適用されるリスク分析原則
 - 4.7 食品中の動物用医薬品残留物のリスク評価方針
 - 4.8 残留農薬部会に適用されるリスク分析原則
 - 4.9 栄養・特殊用途食品部会の作業に適用される栄養リスク分析原則及びガイドライン
 - 4.10 食品衛生部会によるリスク分析原則及び手順
- 第5章：コーデックス委員会の補助機関（部会）
 - 5.1 部会一覧、文書番号及び職務権限(TOR)
- 第6章：加盟資格
 - 6.1 コーデックス連絡窓口(CCP)の主な機能
- 第7章：他機関との関係
 - 7.1 コーデックス規格及び関連文書の策定における国際機関との協力に関するガイドライン
 - 7.2 コーデックス委員会の作業における国際NGOの参加原則 ……仮議題6
- 付録：コーデックス委員会の一般的な決定事項
 - A1.1 コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文
 - A1.2 食品安全リスク評価の役割に関する原則文
 - A1.3 コンセンサス促進のための方法

- ・仮議題4.2：第3章以外の章全体
- ・仮議題7：未定



コーデックス委員会の組織と会合形式



2

電子的なコミュニケーションのみによる部会 (committee working by correspondence) の実施例

第11回穀物・豆類部会(CCCPL11)：4月7日～30日に、以下のタイムテーブル (日本時間) で開催

議題		開始	コメント・議論	議長による結論案の掲載	コメント・議論	最終結論の掲載
議題	オープニング	4/7 23:00	-	-	-	-
議題1	議題の採択	4/7 23:00	4/7 23:00 ～ 4/8 23:00	4/8 23:00～24:00	4/8 24:00 ～ 4/9 23:00	4/9 23:00～24:00
議題2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	4/9 24:00	4/9 24:00 ～ 4/18 13:00	4/22 24:00～25:00	4/23 01:00 ～ 4/25 01:00	4/25 01:00～02:00
議題3	雑穀(全粒)のグループ規格の策定	4/9 24:00	4/9 24:00 ～ 4/18 13:00	4/22 24:00～25:00	4/23 01:00 ～ 4/25 01:00	4/25 01:00～02:00
議題4	その他の事項	4/9 24:00	4/9 24:00 ～ 4/18 13:00	4/22 24:00～25:00	4/23 01:00 ～ 4/25 01:00	4/25 01:00～02:00
議題5	次回会合の日程及び開催地	-	-	-	-	4/25 02:00～03:00
議題6	報告書の採択	4/28 23:00	4/28 23:00 ～ 4/30 23:00	-	-	4/30 23:00～24:00

←オンラインプラットフォームを活用して議論を実施 (通常はEWGに活用しているプラットフォーム)

forum.codex-alimentarius.net

11th Session of the Codex Committee on Cereals Pulses and Legumes

TOPICS	REPLIES	VIEWS	LAST POST
Agenda Item 6	8	147	by KenLowery @ Wed Apr 30, 2025 11:33 pm
Agenda Item 4	7	360	by KenLowery @ Fri Apr 25, 2025 2:02 am
Agenda Item 5 Date and place of next session	1	72	by RIRI.KIHARA@FAO.ORG @ Fri Apr 25, 2025 2:01 am
Agenda Item 3	21	656	by KenLowery @ Fri Apr 25, 2025 1:58 am
Agenda Item 2	11	367	by KenLowery @ Fri Apr 25, 2025 1:54 am
Agenda Item 1	10	470	by KenLowery @ Wed Apr 09, 2025 11:02 pm
Opening of the Session	4	179	by RIRI.KIHARA@FAO.ORG @ Tue Apr 08, 2025 10:39 pm
Welcome	0	171	by KenLowery @ Fri Mar 28, 2025 12:08 am

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 18 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

日 時：【本会合及び報告書採択】2025 年 6 月 23 日（月）～27 日（金）

【会期前作業部会（バーチャル会合）】6 月 16 日（月）

【会期前作業部会（物理的会合）】6 月 22 日（日）

開催地：バンコク（タイ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来及び天然由来の有害物質	
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 7）
6	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）
毒素	
7	特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン（ステップ 7）
8	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）
9	落花生中のアフラトキシン類の汚染防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 4）
討議文書	
10	食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範のレビュー
	GEMS/Food データベースにデータの収集及び提出のためのサンプリング法及び分析法の性能特性に関するガイダンス
11	食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範のレビュー

12	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B ₁ 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）のレビュー
13	食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定
一般事項	
14	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
15	関連するサンプリングプランにおいて、構成成分の総量という概念を用いた総アフラトキシンの分析法に関する数的性能基準のレビュー
16	複合原材料製品への最大基準値の適用
17	スパイスミックス中の鉛の含有実態データの解析
18	穀類中のアフラトキシン類の含有実態データの解析
今後の作業	
19	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
20	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業
21	JECFA による汚染物質の評価の優先リスト
その他	
22	その他の議題
23	次回会合の日程及び開催地
24	報告書の採択

（情報文書）

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値など各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書（CF18/INF01）（日本がオランダと共同作成）

第 18 回食品汚染物質部会（CCCCF）の主な検討議題

日 時：【本会合及び報告書採択】2025 年 6 月 23 日（月）～27 日（金）

【会期前作業部会（バーチャル会合）】2025 年 6 月 16 日（月）

【会期前作業部会（物理的会合）】2025 年 6 月 22 日（日）

開催地：バンコク（タイ）（ハイブリッド開催）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。新規提案議題がある場合には、適宜、対処したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

第 47 回総会（CAC）（2024 年）で最終採択及び予備採択された規格や第 43 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）などその他の関連する部会における汚染物質に関する議論の状況等が報告、情報提供される見込み。

（対処方針）

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

仮議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

（経緯）

本部会に関連する以下の FAO 及び WHO の活動や作業が報告される。

- 前回 CCCC 会合以降の JECFA 会合及び今後の会合予定

2025 年 10 月 15 日～21 日の第 101 回会合でヒ素の評価を予定、当初予定されていたダイオキシン類の評価は昨今の WHO の財政状況を受けて開催期間が短縮されたことにより見送り。

- 科学的助言の依頼への対応

事務局より、JECFA の活動を支える WHO の枠外予算の削減により、各部会からの評価要請に応えるのが難しい状況等が説明される見込み。

- 世界的な食品消費量データベースと、各国がリスクアナリシスの目的でデータを作成し、利用する国の支援のための継続的な活動

FAO、WHO が運用する各種食品消費量データベースの説明が行われる見込み。

- 水と食品の安全性の関連性（化学物質の安全性に焦点を当てて）

フードチェーンの各段階において良質な水の利用は食品安全の確保において極めて重要であり、水に含まれる化学物質が懸念を惹起する主要な原因。コーデックスにおいては水質の化学的な安全性に関するガイドラインは存在せず、そうした作業の

基礎とするため FAO、WHO が利用可能な情報や知見のギャップを取りまとめた報告書を作成中。2025 年 5 月に臨時専門家会合が開催される予定。

FAO からの報告事項

- 循環型経済における食品安全及び食品包装分野での取組
- 新たな食料源及び生産システム（NFPS）に関する FAO の作業
- 代替的な動物性食品：栄養、環境、社会経済的側面、食品安全における利点とリスクに関する包括的レビュー
- パーソナライズド栄養における食品安全（食品サプリメントおよび機能性食品に焦点を当てて）
- 農業・食品分野における環境阻害剤の使用の食品安全への影響
- 食糧供給が制限されている状況下での食品安全
- 魚食のリスクとベネフィット
- 二枚貝のモニタリング
- 有害藻類ブルームに関する FAO/IOC-UNESCO 合同の政府間パネル
- マイクロプラスチック
- 食品と環境の接点における FAO の薬剤耐性（AMR）に関する取り組み
- 食品安全に関する早期警戒システム

WHO からの報告事項

- 摂取される主なパー（ペル）及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）と主な健康影響

第 1 フェーズとして、摂取される主な PFAS と主な健康影響を特定（2025 年 6 月まで）、第 2 フェーズとして、PFAS のグループ化、耐容一日摂取量（TDI）や飲料水のガイドライン値の例示的な算出、健康影響に基づく指標値（HBGV）策定に関するデータギャップ及び必要な研究を特定。JECFA 及び WHO 飲料水水質ガイドライン専門家会議による、摂取される主な PFAS に関して HBGV の設定（2027 年予定）を支援。

- 水と食品の安全性の関連性（化学物質の安全性に焦点を当てて）
- WHO の役割：海洋汚染を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力を持つ国際文書の策定交渉への参加
- 化学物質及び農薬の管理
- 水中の農薬代謝物
- 飲料水の規制当局および水道事業者向けの藍藻類に関するガイダンス

（対処方針）

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項

（対処方針）

現時点では資料未着である。国際機関からの報告に適宜対処したい。

仮議題 5. 特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4、ステップ 7）

（経緯）

第 13 回 CCCF（2019 年）において、鉛の最大基準値（ML）が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果に基づき、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための新規作業の提案が合意され、第 42 回 CAC（2019 年）において承認。第 17 回 CCCF（2024 年）において、料理用ハーブ類及びスパイス類のうち、乾燥仮種皮、乾燥種子（セロリ種子除く）、乾燥花部、乾燥果実及びベリー類（華北山椒、スターアニス、パプリカ、スマック除く）、乾燥根茎及び根、乾燥セロリ種子、乾燥華北山椒及びスターアニス、乾燥パプリカ及びスマックにおける ML 設定の議論が終了し、第 47 回 CAC（2024 年）においてステップ 5/8 で最終採択された。一方、乾燥樹皮からなるスパイス類と乾燥料理用ハーブ類については、ML 原案（両者とも 2.5 mg/kg）がステップ 5 で予備採択され、ブラジルを議長国とする電子的作業部会（EWG）で継続して議論が進められることとなった。

今次会合では、EWG より以下の 2 案が提案されている。

① 乾燥樹皮からなるスパイス類及び乾燥料理用ハーブ類：ステップ 7

i) 第 17 回 CCCF（2024 年）で検討し第 47 回 CAC（2024 年）で予備採択された、乾燥樹皮からなるスパイス類及び乾燥料理用ハーブにおける ML について、議論を中止すべきか否か検討する。

② 乾燥樹皮からなるスパイス類及び乾燥料理用ハーブ類：ステップ 4

ii) EWG より提案された、乾燥樹皮からなるスパイス類及び乾燥料理用ハーブにおける新規 ML について、第 48 回 CAC（2025 年）による採択を諮るためにステップ手続きにより議論を進めるか否か検討する。

品目	ML ^{注1} (mg/kg)	ML ^{注2} (mg/kg)	適用部位	注釈/備考
乾燥樹皮からなる スパイス類	2.5	3.0	原型のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥料理用ハーブ	2.5	2.0	原型のままのもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する Codex 個別食品規格は CXS 328-2017、CXS 342-2021、CXS 345-2021

注 1：第 47 回 CAC で予備採択され、ステップ 6 で意見募集

注 2：EWG による新規 ML が提案され、ステップ 3 で意見募集

（対処方針）

コーデックスのステップ手続き上は、部会はステップ 7 で原案を修正し、修正した ML 案としてステップ 8 で最終採択を総会に諮る権限を有する。そのため、新規 ML をステップ 4 で議論するのではなく修正 ML としてステップ 7 で議論することを提案したい。

また、コーデックスの手続きのルール及び ALARA 原則※に則って、適切な ML が設定されるよう対応し、修正された ML 案について支持して差し支えないとの立場で対処

したい。

※As Low As Reasonably Achievable の略で、適切に生産された食品中の汚染物質の濃度分布を考慮し、合理的に達成可能な範囲でできる限り低い ML を設定するという考え方。

仮議題 6. 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 4）

（経緯）

第 16 回 CCCF において、カドミウムの ML のレビューの前に実施規範を考慮すべきであるという汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー（仮議題 19）の作業部会内でのコメントを受け、米国が食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に向けた討議文書を作成する用意があるとの意向を示し、議論が開始された。

前回会合において、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定の新規作業に合意し、第 47 回 CAC で承認された。また、品目特有の推奨事項を記載した附属書の作成の必要性を判断することを目的に、米国を議長とする EWG を設置することに合意。なお、附属書を作成する場合は、米、穀物、穀物製品、野菜、魚介類等のカドミウム暴露への寄与が大きいとされる食品を優先すべきとされた。

我が国は EWG に参加し、米を中心として我が国で行われているカドミウム低減の取組が反映されるよう、関連するデータの提供等を行った。EWG からは、実施規範原案が提示され、全体的な構成と内容、海藻及び米に関する附属書の作成を正当化する十分な情報があるか等について検討するよう要請されている。

（対処方針）

実施規範原案の記載について、農産物については、米の附属書を含めて我が国で行われているカドミウム低減の取組が反映されている。また、水産物については、カドミウムが多く含まれる水産物に対しての生産・加工における一般的な対策の記載である。海藻の附属書については、その内容が附属書の作成を正当化するほどの十分な情報があるとは言えないことから、実施規範本体に含めるように対処したい。

これらのことから、我が国の取組が適切に反映されるよう留意しつつ、原案を一部修正した上で支持する立場で対処したい。

仮議題 7. 特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン（ステップ 7）

（経緯）

第 12 回 CCCF（2018 年）で、スパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 78-2017）を実行し、3 年後に新たに収集した実態調査データ等に基づき議論を再開することに合意した。

第 14 回 CCCF（2021 年）以降、議論を進め、乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、さらに乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグ中のオクラトキシン A の ML について、総会に最終採択を諮ることに合意し、第 46 回 CAC で最終採択された。

第 17 回 CCCF では、これら策定された ML に関連するサンプリングプラン原案について検討し、分析法の性能規準の開発や粉末スパイスのサンプリング方法の修正の可能

性を除いて、概ね合意に至ったことから、総会にてステップ 5 で予備採択された。

今後、サンプリングプランの最終化のために、以下の問題を検討する必要があることが前回会合で確認されている。

- 分析法の性能規準の開発（ブラジルから提出された案をもとに議論）
- 粉末スパイスのサンプリング方法の修正の可能性（EU からの指摘に基づく検討）。

インドを議長国とする EWG で上記の作業が行われる予定であったが、EWG が開催されておらず、資料も未着である。

（対処方針）

本議題の議論が行われる場合には、輸入時点において、より現実的に実施可能なサンプリングプランとすることが望ましいとの立場で対処したい。

仮議題 8. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ 4）

（経緯）

第 12 回 CCCF（2018 年）において、落花生中のアフラトキシンの防止低減に関する実施規範（CXC 55-2004）を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF（2021 年）では、インドを議長国とする EWG を再設置し、ML 原案の議論を続けてきたものの、第 16 回 CCCF（2023 年）で直接消費用（RTE）落花生の定義が決まっていなかったことから、GEMS/Food 上の解析対象とすべきデータが特定できず、ML の検討作業が困難であることが判明。第 17 回 CCCF（2024 年）においては、WHO 代表より GEMS/Food に提出された既存データの 80%以上が RTE か加工向け（FFP）かの分類ができず「不明」であり、特に「生落花生」として登録された既存データについて識別が困難であることが指摘された。議論の結果、RTE 落花生の定義を「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（CXS 193-1955、GSCTFF）」中の直接消費用木の実に関する既存の定義を適用することに合意し、インドを議長、米国を共同議長とする EWG において ML 原案及びサンプリングプランの策定について検討を行うこととなった。EWG では、GEMS/Food 管理者及びデータ解析に関する WG と連携し 2 回のコメント募集を行うこととした。また、JECFA 事務局に対して、生落花生について RTE か FFP かを特定できるガイダンスとともにデータ募集を行うよう要請するとともに、GEMS/Food 管理者に対し既存データの提出者へ提出されたデータが RTE と FFP のいずれかであるか確認するよう要請することで合意した。

現時点で、前回会合で合意した EWG の活動及び JECFA 事務局からの生落花生についてのデータ募集は行われておらず、今次会合の資料も未着である。

（対処方針）

現時点で資料が未着であり、今次会合での議論の見通しがたかない状況であるが、議論される場合には、RTE 落花生の定義に留意し、適切な実態調査データと ALARA の原則に照らして適切な ML が設定されるよう対応するとともに、輸入時点においてより現実的に実施可能なサンプリングプランとすることが望ましいとの立場で対処したい。

仮議題 9 落花生中のアフラトキシン類の汚染防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 4）

（経緯）

前々回会合の「汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業」において、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを行うことに合意し、前回会合において議論した結果、本実施規範の改訂を支持する新たな管理措置が十分にあることを確認し、改訂に関する新規作業に合意し、第 47 回 CAC で承認された。

ブラジルを議長、インドを共同議長とする EWG に我が国も参加し、関連する実施規範や食品規格との整合性の確保や我が国の食品事業者で導入済みの近赤外線選別によるアフラトキシン汚染粒の除去技術について情報提供し、改訂原案作成に貢献した。

EWG からは、部会で改訂原案を検討した上で、ステップ 5/8 での第 48 回 CAC での採択に向けて手続きを進めることが提案されている。

（対処方針）

EWG の改訂原案は、構成を含めて見直しが行われ、最新の情報に基づいて、内容が充実されており、国際的に流通する落花生の安全性向上に貢献するものである。我が国から提出した情報も概ね反映されており、多くの国が実行可能な内容と考えられるため、部会で必要な修正をした上で、最終採択に進めて差し支えないとの立場で対処したい。

仮議題 10. 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範のレビュー

GEMS/Food データベースにデータの収集及び提出のためのサンプリング及び分析法の性能特性に関するガイダンス

（経緯）

第 17 回 CCCF において、食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範（CXC 74-2014）の改訂に関する討議文書を発展させ、改訂実施規範に含めるべき、はちみつに関する実施規範を検討すること、プロジェクトドキュメント及び実施規範の改訂原案を作成することに合意。

あわせて、WHO が運営する世界的な汚染物質濃度のデータベースである GEMS/Food に提出するデータを各国が収集するためのサンプリング及び分析法の性能特性に関するガイダンスを作成し、そのガイダンスに従って各国が実態調査を進め、第 18 回 CCCF 以降にデータ募集を行うことに合意。

これらの作業のために、トルコを議長とし、英国、オランダを共同議長とする EWG を設置し、討議文書を作成することに合意。我が国も EWG に参加し、我が国の実態調査の結果や試験研究成果から得られた知見に基づいて、改訂草案及びサンプリングプランや分析法の性能特性の原案が実行可能性のあるものとなるよう討議文書の作成に貢献した。

EWG は、実施規範の改訂や将来的な CCCF による評価の可能性を見据えたデータの作成を支持する十分な証拠がある一方で、実施規範の草案に新たに追加された章や改訂された章についてはさらに議論の余地があり、サプリメントや茶類に特化した章を作成

すべきかなどを検討することが適当と結論した。

EWG からは、実施規範の改訂作業の承認を第 48 回 CAC に求めるべきか検討するとともに、サンプリング及び分析法の性能特性についてレビューし、必要に応じて改良し、将来的な CCCF の作業を支援するデータ募集の際の指針となるものであることを確認することが要請されている。

(対処方針)

改訂の新規作業については、現在の雑草管理の規範を養蜂を含めた食品全般に広げるという改訂作業の方向性などが明確になるようプロジェクトドキュメントに必要な修正を提案した上で、支持して差し支えないとの立場で対処したい。

サンプリング及び分析法の性能特性のガイダンスについては、我が国の実態調査等で採用されている考え方とも基本的には整合していることから、「もっとも懸念される食品」として提示されているリストを「汚染が懸念される食品の例」のリストとするなど必要な修正を提案した上で、支持して差し支えないとの立場で対処したい。

仮議題 11. 食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範のレビュー

(経緯)

第 17 回 CCCF において、食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範（CXC 67-2009）の改訂に向けた作業を開始することが支持され、回付文書を通じてアクリルアミド低減に係る新たなリスク管理措置に関する情報を各国から収集すること、及びこれらの作業のために、インドを議長とし、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、討議文書を作成することに合意。我が国からも、アクリルアミド低減のための取組や新たな低減技術について回付文書を通じて情報提供を実施するとともに、EWG にも参加し、討議文書の原案作成に貢献した。

現時点では資料未着ではあるが、EWG からは以下の 3 点が提案される見通し。

- i. 実践規範を改訂するに値する利用可能な十分な情報があるか、討議文書の情報に基づき検討すること。本実施規範の改訂の新規作業について支持が得られた場合は以下の点を検討すること。
- ii. 執行委員会（CCEXEC）及び CAC に新規作業として承認を得るため、プロジェクトドキュメントを確認すること。
- iii. EWG を設置し、第 19 回 CCCF での検討のため実施規範改訂原案を作成すること。

(対処方針)

実施規範の改訂は、国際的に流通する食品中のアクリルアミド濃度のさらなる低減に資するものであり、新規作業提案を支持することとしたい。なお、討議文書において改訂を検討すべき論点の整理が明確になされていない場合には、引き続き EWG において討議文書を更新した上で、新規作業に進むべきとの立場で対処したい。

仮議題 12. 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）のレビュー

(経緯)

前々回会合において EWG を設立し、乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) の改訂に関する討議文書を作成することに合意。前回会合では、飼料のアフラトキシンの削減対策等に関する新たな情報等が提示され、CXC 45-1997 に追加される可能性のある他のセクション (範囲や定義等) やアフラトキシンの汚染防止等に関連する実施規範間の重複が指摘された。

今次会合では、カナダを議長国、サウジアラビアを共同議長とする EWG (我が国も参加) が作成した討議文書に基づいて、CXC 45-1997 の改訂のための新規作業の提案を実施すべきか、新規作業を行う場合には EWG が作成した改訂草案の構成が、関連する実施規範との重複や冗長性を回避するのに適当な内容になっているか、合理的なものになっているか、さらなる改善の余地があるかなどが検討される。

(対処方針)

アフラトキシン B₁ は発がん性物質であり、飼料中のアフラトキシン B₁ の低減管理は乳中へのアフラトキシン M₁ の移行を防ぐ観点からも重要である。近年、地球温暖化や異常気象などによりかび毒の分布や濃度が変化していること、CXC 45-1997 は策定から 28 年経過しており現在では各国で様々なかび毒低減措置に関する新たな科学的知見が得られていることから、CXC 45-1997 の改訂は必要な作業であると考えられる。このため、新規作業の提案を支持する立場で対処したい。

仮議題 13. 食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染防止及び低減に関する実施規範の策定

(経緯)

2019 年に国連世界食糧計画 (WFP) が提供した穀類製品に混入したトロパンアルカロイドを原因とする集団食中毒が発生し、5 名が亡くなった。これを受け、WFP は FAO/WHO 専門家会合に科学的助言を求め、2020 年にトロパンアルカロイド類のリスク評価が行われ、WFP の食糧援助製品の管理基準が設定された。

前々回会合において、FAO/WHO の科学的助言に対するフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について検討が開始され、前回会合では、中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、第 18 回 CCCF での検討に向け、新規の実施規範草案及びプロジェクトドキュメントを含む改定した討議文書を作成することに合意した。

加えて、JECFA 事務局に対し、食品供給工程におけるサンプリングの段階を示すガイダンスとともに、食品及び飼料中のトロパンアルカロイド汚染に関するデータ収集を要請することに合意した。

我が国は EWG に参加し、EWG 議長国が作成した実施規範草案に対し、本規範がチョウセンアサガオ属の管理に焦点を当てたものになるよう規範のタイトルや範囲に対して意見を述べた他、我が国における雑草管理の情報を提供するなど、より有益かつ実行可能な対策となるように貢献した。

(対処方針)

現時点では資料未着であるが、EWG 内の議論では我が国や他国から提案された大部

分が実施規範草案やプロジェクトドキュメントに反映されていた。そのため、基本的には新規作業提案を支持して差し支えないとの立場で対処したい。

仮議題 14. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、汚染物質の ML の提案を行う EWG が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG (議長: EU、共同議長: 米国、オランダ、日本) が設置され、作業が続けられている。

前回会合では、以下の作業手順と次回会合で本文の最終化を目指すことに合意した。

- GEMS/Food のデータ提出様式及び関連するガイダンスの変更を最終決定する。バーチャル作業部会 (VWG) を 1 回開催し、「データ収集と提出」、「データ抽出」について議論する。
- 「データの選択/クリーンアップ」、「データの統計解析」に関して、ガイダンス本文の構成及び内容に関する議論と、より複雑な問題のどれを将来、本文とは別の附属書で扱うべきかの決定。この部分を議論するための VWG をもう 1 回開催する。
- VWG での議論に続いて、これらの部分に関する主要文書が最終決定され、コメントを集めるための回付文書として配布される前に、EWG 内でコメント募集を行うことが適切かどうかについても検討する。
- 特定されたより複雑な問題は、第 18 回 CCCF 以降に本文とは別の附属書として、本文の完成後、将来の議論のために特定された問題とともに対処する。

議長国、共同議長国が連携して作業を進め、10 月に 1 回目の VWG (米国が議長)、2 月に 2 回目の VWG (オランダと日本が議長) が開催された。現在、議長国 (EU) が文書の最終化に向けた作業を進めており、今後、回付文書でのコメント募集が行われる予定となっている。

(対処方針)

共同議長国として、ガイダンス本文の最終化に向けて、必要な作業を実施したい。

仮議題 15. 関連するサンプリングプランにおいて、構成成分の総量という概念を用いた総アフラトキシンの分析法に関する数的性能規準のレビュー

(経緯)

第 17 回 CCCF (2024 年) において、第 42 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) (2023 年) から、GSCTFF に収載されている総アフラトキシンの分析法の既存の性能規準に代えて、構成成分の総量 (sum of components) という概念を用いた数的性能規準を作成することを要請され、ブラジルが本作業をボランティアで引き受けることになった。

なお、第 46 回 CAC で最終採択された乳幼児用製品を含む特定の穀類及び穀類製品中の総アフラトキシンのサンプリングプランにおける分析法の数的性能規準では、

AFB₁:AFB₂:AFG₁:AFG₂ の存在比を 1:1:1:1 とした上で決定された。

今次会合では、ブラジルより上記の穀類及び穀類製品に関する総アフラトキシンに関する分析法に倣った数的性能規準が提案されており、下記が検討される。

- (i) 加工向け落花生、直接消費用木の実類および加工向け木の実類、乾燥イチジクについて、提案されている分析法の数的性能規準を検討し、関連するサンプリングプランにおける現在の分析法の性能規準を改定することを検討する。
- (ii) CCCF で合意されたのち、これらの分析法の数的性能規準を CCMAS に提出し承認を諮る。

(対処方針)

提案されている数的性能規準はコーデックスにおけるルール及び前例（穀類及び穀類製品）と整合するものであり、支持して差し支えないとの立場で対処したい。

仮議題 16. 複合原材料製品への最大基準値の適用

(経緯)

第 17 回 CCCF（2024 年）における、スパイス類中の鉛の ML 設定に関する議論の過程において、複数の原材料からなるミックススパイス類への ML 適用についても議論された。複合原材料からなる食品への ML 適用の議論については、スパイスに限定されるものではないとして、コーデックス事務局とホスト国から、製品に含まれる原材料の配合割合に応じて製品全体に ML 適用できる、という横断的な注釈を GSCTFF の附属書 II にある品目の定義内に追記することが提案された。この提案に対して、我が国から、複合原材料からなる食品中の汚染物質の最大濃度の考え方に関する規定については、GSCTFF の附属書 I に既に存在し、整合をとるべきではないかと指摘した。

その結果、コーデックス事務局が複合原材料製品の ML の適用の考え方を整理し、回付文書により各国にコメントを求めることになった。現在、以下の内容についてコメントが求められている。

- a. 複合原材料製品に関するさらなるガイダンスの要否
- b. ガイダンスの必要性がある場合、次のいずれかを提案する：
 - i) 回付文書に応じてメンバーやオブザーバーから寄せられた意見及びその他のシナリオを考慮して、GSCTFF の附属書 I の ML の設定に関するセクションにおいて現行の指針を改訂（追加）
 - ii) 問題の ML（複数可）への注釈の追記
 - iii) その他、適切な提案。

(対処方針)

我が国としては、複合原材料製品についてのガイダンスは GSCTFF の附属書 I の規定があり、さらなるガイダンスの作成や GSCTFF の改訂、追加は不要であり、ガイダンスを作成する場合にはミックススパイス中の鉛の ML に限定すべきとの立場で対応したい。また、仮議題 17 の議論とあわせて適切に対応したい。

仮議題 17. スパイスミックス中の鉛の含有実態データの解析

(経緯)

第 17 回 CCCF (2024 年) における、スパイス類中の鉛の ML 設定に関する議論の過程において、複数の原材料からなるミックススパイス類への ML 適用についても議論された。その結果、JECFA 事務局に対して GEMS/Food データベースにおけるミックススパイス類と表示された製品の既存データについてレビューを行うよう要請することで合意した。また、複合原材料からなる食品への ML 適用の議論については、スパイスに限定されるものではないとして、仮議題 16 において議論される予定である。

(対処方針)

現時点で資料が未着であるが、ML 設定を可能とする十分なデータが利用可能かどうかを評価した上で、仮議題 16 の議論とあわせて適切に対応したい。

仮議題 18. 穀類中のアフラトキシン類の含有実態データの解析

(経緯)

穀類及び穀類加工品中の総アフラトキシンの ML については、トウモロコシ穀粒、トウモロコシのフラワー、ミール、セモリナ及びフレーク、玄米、精米、加工向けのソルガム穀粒、乳幼児用穀類加工品、食料援助用の乳幼児用穀類加工品が、第 45 回 CAC (2022 年) においてステップ 5/8 で最終採択された。

この総会の際、多くの国が ML が高すぎるとして留保を表明したことに伴い、精米を除く品目の ML については 5 年以内に見直すこととし、加盟国に対して穀類中のかび毒汚染の防止及び低減のための実施規範 (CXC 51-2003) の実施の継続と GEMS/Food へのデータ提出が呼び掛けられた。

(対処方針)

現時点で資料が未着であるが、最新の实態調査データが、ALARA の原則に照らして ML 改訂を支持するものかどうかを評価した上で、適切に対応したい。

仮議題 19. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

(経緯)

第 14 回 CCCF (2021 年) において合意したアプローチに従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格 (ML、ガイドライン (GL)、実施規範 (COP)) について、レビューの優先度が高いものを同定するためのクライテリアの作成や優先リストの作成作業を 3 年間試行した。

前回会合において、改定の優先度が高い規格を収載した優先リスト等を修正した上で、本件を毎年 of 部会において独立した議題として維持すること、回付文書により加盟国から情報を募り、その結果を踏まえてカナダが作業部会議長として本会合で報告すること等に合意した。

また、前回会合において、第 42 回 CCMAS (2023 年) から要請された、汚染物質のサンプリングプランが、2023 年に改訂されたサンプリングの一般規格 (CXG 50-2004) と整合しているかどうかのレビューについても、本議題の中で扱うべきかどうか議論

される。

(対処方針)

現時点で作業文書は未着であるが、最優先リストに掲載されている規格について、新たにレビューを実施する場合には、部会全体の作業負荷量や関連する議題の作業状況、JECFA の評価スケジュール、最大基準値については実施規範の普及・実施状況なども勘案して決定すべきとの方針で対処したい。

また、サンプリングプランのレビューについても、既存のサンプリングプランは CCMAS の承認を受けたものであり、本作業で行う ML のレビューにあわせて実施することが適当との立場で対処したい。

仮議題 20. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業

(経緯)

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した汚染物質、毒素に関して、米国を議長とする会期前作業部会において、評価結果を受けて、本部会として実施すべきフォローアップ作業の内容が議論される。

今次会合では、麦角アルカロイド類及びタイプ A トリコテセン類 (T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール) が対象となる予定。

(対処方針)

麦角アルカロイド類やタイプ A トリコテセン類については、JECFA のリスク評価の不確実性が大きく、具体的なフォローアップ措置を検討することが難しい状況であると考えられることから、各国は将来的な再評価に向けて、JECFA で不足しているとされた情報やデータの収集を優先すべきとの立場で対処したい。

仮議題 21. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト

(経緯)

前回会合で作成した優先リストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、スコポレチン、タリウム、パーフルオロアルキル化合物 (PFAS 例: PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS)、エチレンオキシド (酸化エチレン) 及び 2-クロロエタノールが掲載されている。

回付文書により加盟国から寄せられたコメントや新規提案、これらの物質の評価に際して各国が提供可能なデータについての情報の更新が、米国を議長とする会期前作業部会で実施される。なお、仮議題 3 にあるとおり、ヒ素は本年の第 101 回 JECFA で評価が予定されているため、本リストからは削除される見通し。

(対処方針)

資料は未着であるが、各国からのコメントを聴取し、評価の必要性や範囲を検討するとともに、我が国から提出可能なデータ等について、適宜、情報提供することとしたい。

(以下の議題は省略)

仮議題 22. その他の議題

仮議題 23. 次回会合の日程及び開催地

仮議題 24. 報告書の採択